

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監7の第23号

監査の対象：令和7年度監査委員監査 市政改革室所管事務

所管所属：市政改革室

通知日：令和7年12月23日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>契約履行の確認について改善を求めたもの</p> <p>今回の監査で、「大阪市の事務事業における民間活用の基本的な考え方（仮称）」作成等業務委託契約（以下、「本契約」という。）における履行状況を確認したところ、次の事実があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本契約の履行期間は、令和7年1月31日までであり、仕様書において業務報告書として「基本的な考え方」冊子等の成果品の提出を求めている。 ・成果品の納品書の日付が令和7年2月5日となっていた。 <p>【指摘事項】 市政改革室は、仕様書どおりに業務が履行されたことについて対外的に説明できるように、その検証の方法やプロセスを記録、保存するよう周知徹底されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の「業務完了通知書」について、「成果物の一覧」を示す欄を新設し、履行期間内に仕様書に基づく成果品の納品があったことを確実に記録・確認できる体制とし、室内で周知の上、令和7年10月30日より新様式の運用を開始した。 	措置済	令和7年10月30日
2	<p>物品の廃棄に係る事務手続について改善を求めたもの</p> <p>今回の監査において、不用物品の廃棄に関する事務処理を確認したところ、令和5年度以降に廃棄登録を行った全ての物品（冷蔵庫、シュレッダー、会議用椅子）について、次の事実があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不用の意思決定が行われていなかった。 ・財務会計システムに記録する方法による出納員等への通知の手続について、専決権者による決裁が行われていたが、出納員への通知が行われていなかった。 <p>【指摘事項】 市政改革室は、物品の廃棄に係る事務手続について、不用の意思決定や出納員への通知が必ず適切に実施されるよう、定められた手続を正しく理解し運用されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年10月30日付けで、「物品の売払い又は廃棄に関する事務手続きマニュアル」を策定し、事務手続の際の具体的な処理方法を明確化し、室内で周知の上、同日より運用を開始した。 	措置済	令和7年10月30日